

安心・安全な社会のために

## より利用しやすい民事法律扶助制度の実現を

－立替・償還制から応能負担による給付制へ－

### 法テラスによる民事法律扶助制度とは

経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、必要な場合は民事裁判等のための弁護士・司法書士の費用の立替え(代理援助・書類作成援助)を行うもの

法テラスの援助開始によって契約弁護士等が救済・解決に当たる。  
ただし、立替・償還(返済)制度(無利息)であり、利用の障害となっている。

### 全額償還原則による弊害

- 法テラスを利用して夫に対して離婚を申し立て、離婚が認められてDVから解放されたが、積み立てていた学資保険が法テラスへの償還に充てられることになり、子どもの進学に支障が生じた。
- 法テラスを利用して離婚を申し立て、子どもの将来の大学入学資金相当額を解決金として取得したが、法テラスへの一括償還に充てられることになり、大学合格後は、ひとり親家庭対象の貸付金の借入と奨学金でやり繰りをし、卒業時には数百万円の負債を抱えた。
- 夫から養育費減額の調停申立があり、法テラスを利用して対応し減額幅を抑えることはできたものの、減額になった毎月の養育費から更に法テラスへの償還を求められ、家計が破綻した。

ひとり親家庭支援・養育費の確保等が様々な審議会で議論されている中、養育費の実質的減額  
ひとり親家庭に対する支援として極めて不十分

### 返済のいらぬ給付制の導入を

経済的に余裕のない方のための制度であることから、原則給付制、一部負担制(利用者の資力に応じた負担)に(現在は、全額償還が原則で、一部利用者(生活保護受給者等)のみ償還猶予・免除)

実現に向け、日弁連では

・今年6月、扶助改革実現本部を新たに設置

・次回総会において、決議案を成立すべく活動中

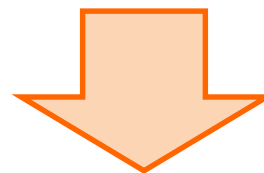
# リーガル・ローン(Legal Loan)からリーガル・エイド(Legal Aid)へ

ー日本の民事法律扶助を応能負担給付によるグローバルスタンダードな制度にー

	日本	アメリカ	イギリス	韓国
法律扶助 団体名称	日本司法支援センター (法テラス)	リーガルサービス・ コーポレーション	リーガルエイド・ エージェンシー	大韓法律救助公団
扶助費用 の建付	無利息貸付金であり 法テラスへの毎月の 返済が必要	低所得者に対して 給付による法律扶助 を提供	給付をするが 所得等によって 一定の負担金支払義 務の可能性	利用者を受益者と 負担金支払義務のあ る利用者に分けて応 能負担給付を実施
出典	<a href="https://www.houterasu.or.jp/en/about/jlsc/operations/operation2-2.html">https://www.houterasu.or.jp/en/about/jlsc/operations/operation2-2.html</a>	<a href="https://www.lsc.gov/about-lsc/what-legal-aid/get-legal-help">https://www.lsc.gov/about-lsc/what-legal-aid/get-legal-help</a>	<a href="https://www.gov.uk/legal-aid">https://www.gov.uk/legal-aid</a>	<a href="https://www.klac.or.kr/lang/legalstruct/outlineOfLitigationStruct.do">https://www.klac.or.kr/lang/legalstruct/outlineOfLitigationStruct.do</a>



総合的・包括的支援への  
大きな阻害



総合的・包括的支援の実現